

## 平成 26 年度 第 376 回東京地方最低賃金審議会議事録

- 笹島会長                    それでは定刻になりましたので、ただいまより第 376 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。東京地方最低賃金審議会運営規程第 5 条によりまして、会長の私が議長となり議事を進めさせていただきます。
- まず事務局から委員の出欠状況を報告してください。
- 課長補佐                    本日もご出席の皆さまは、平成 25 年 5 月 17 日付で東京地方最低賃金審議会委員に任命させていただき、引き続き本年度もよろしくお願い申し上げます。なお公益代表委員の黒河内委員、労働者代表委員の村上委員、使用者代表委員の石井委員および高山委員がご都合により辞任されました。
- お手元の資料 1 をご覧ください。お手元の資料 1 にありますように、後任に戎野委員、田代委員、穂岐山委員および福田委員をそれぞれ任命させていただきましたことをご報告申し上げます。
- 本日は本年度初回の審議会ですので、改めまして資料 1 の名簿により、順次委員の皆さまをご紹介します、ご出席の確認とさせていただきます。
- まず公益代表委員、岩田委員。
- 岩田委員                    よろしく申し上げます。
- 課長補佐                    岩本委員。
- 岩本委員                    よろしく申し上げます。
- 課長補佐                    戎野委員。
- 戎野委員                    よろしく申し上げます。
- 課長補佐                    笹島会長。
- 笹島会長                    よろしく申し上げます。
- 課長補佐                    白石委員。
- 白石委員                    よろしく申し上げます。
- 課長補佐                    森会長代理。
- 森会長代理                    よろしく申し上げます。
- 課長補佐                    続いて労働者代表委員ですが尾野委員。
- 尾野委員                    尾野です。よろしく申し上げます。
- 課長補佐                    関崎委員。
- 関崎委員                    関崎です。よろしく申し上げます。
- 課長補佐                    田代委員。
- 田代委員                    よろしく申し上げます。

課長補佐	橋本委員。
橋本委員	よろしく申し上げます。
課長補佐	古川委員。
古川委員	古川です。よろしく申し上げます。
課長補佐	村内委員。
村内委員	よろしく申し上げます。
課長補佐	続いて使用者代表委員、石川委員。
石川委員	石川です。よろしく申し上げます。
課長補佐	井上委員。
井上委員	井上です。よろしく申し上げます。
課長補佐	大河内委員。
大河内委員	大河内です。よろしく申し上げます。
課長補佐	福田委員。
福田委員	福田です。よろしく申し上げます。
課長補佐	穂岐山委員。
穂岐山委員	穂岐山です。よろしく申し上げます。
課長補佐	堀内委員はご欠席の連絡をいただいています。以上委員定数 18 名のうち 17 名がご出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数、全委員の 3 分の 2 以上、または各側委員の 3 分の 1 以上を満たしていることを報告します。以上です。
笹島会長	ありがとうございました。
賃金課長	冒頭ではありますが、私ども事務局にも異動がありましたので、ご挨拶をさせていただきます。
	西岸労働局長です。
局長	4 月に労働局長になりました西岸です。よろしく申し上げます。
賃金課長	相浦労働基準部長。
基準部長	相浦です。引き続きよろしく申し上げます。
賃金課長	片岡主任賃金指導官。
主任賃金指導官	片岡です。よろしく申し上げます。
賃金課長	増田課長補佐です。
課長補佐	増田です。引き続きよろしく申し上げます。
賃金課長	柴田賃金指導官です。
賃金指導官	よろしく申し上げます。
賃金課長	以上です。よろしく申し上げます。
	それでは議事に先立ちまして、西岸労働局長よりご挨拶を申し上げます。
局長	西岸でございます。本日はご多忙のところ、東京地方最低賃金審議会に

ご出席を賜りましてありがとうございます。本日は本年度の第 1 回目の審議会ですので、開会に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

先月 24 日に平成 26 年の、いわゆる骨太と、それから改定日本再興戦略が閣議決定されています。骨太のほうでは、引き続き中小企業、小規模事業者への支援を図りつつ、最低賃金引き上げに努めるとされています。

また改定日本再興戦略におきましては、より具体的にすべての所得層での賃金上昇と企業費用収益向上の好循環が持続、拡大されるよう、中小企業、小規模事業場の生産性向上等のための支援を図りつつ、最低賃金の引き上げに努めるといことです。政府の最低賃金に対する方針は昨年と変わりません。

昨日、中央最低賃金審議会に対しまして、本省のほうで本年度の地域別最低賃金の目安につきまして、調査審議を求める旨、諮問したところがございます。従いまして東京地方最低賃金の改正につきましても、後ほど当審議会に諮りたいと思います。

わが国の経済のとらえ方については、さまざまなご意見があろうかと思えます。各委員の皆さま方には、最低賃金を取り巻く諸般の事情を総合的に勘案していただきながら、ご審議をお願い申し上げたいと思います。冒頭簡単ではありますが、私からの挨拶とします。よろしくお願ひします。

笹島会長

ありがとうございました。

それでは議事を進めてまいります。まず本日の議事録の署名委員ですが、公益委員は私が担当します。労働者側は尾野委員にお願いしたいと思ひます。使用者側は石川委員によりしくお願ひします。

それではさっそく議事 1 の東京都最低賃金の改正決定の諮問に入ります。本日東京都最低賃金につきまして、改正諮問をされるとのご意向ですので、当審議会としましても諮問を受けることにしたいと思ひます。それでは局長、諮問をお願いいたします。

(局長から会長に諮問文手交)

ただいま局長から諮問をいただきましたけれども、事務局から諮問文を配布していただけますか。

賃金課長

各委員にお配りした後、読み上げます。

(事務局より各委員に諮問文(写)配付)

笹島会長

それでは読み上げてください。

主任賃金指導官  
笹島会長

(諮問文朗読)

諮問に当たりまして、事務局から関連の資料が用意されているようですので、説明をお願いします。

賃金課長  
賃金指導官

資料に関しまして賃金指導官よりご説明申し上げます。

柴田です。よろしく申し上げます。私からは資料 2、3、4 についてご説明させていただきます。まず皆さまのお手元に配布されている資料 2 です。これは東京都産業労働局が毎年編集しているところの賃上げ状況を取りまとめた資料です。ページとしては 6 ページ第 1 表から第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表、第 6 表までございます。それぞれ要求状況、妥結状況、回答状況につきまして加重平均と単純平均を取りまとめたものがこのペーパーです。このうち回答状況につきましては、これは決定のものではなくて、まだ具体的な妥結には至っていないけれども、中途的に回答が寄せられたという経過的なものですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

この中で主にご注目いただきたいのは、第 3 表の妥結状況、加重平均のものであります。これがまとめられているものは 5 月 15 日現在で少々時間が経っておりますが、この時点で既に妥結した労働組合のうち、集計可能な 322 組合の平均妥結額が 6,578 円と出ております。この金額は、平均賃金が 39 歳の方で 31 万 4,107 円ですが、その金額の 2.09%に相当します。同一組合の中の前年妥結額は 5,506 円ということです。それとの比較で見ましても、金額で 1,072 円。率で申し上げますと 19.47%の上昇が認められております。

なお産業別、業種別の妥結金額の分析ですが、これは回答が 5 組合以上から寄せられたものについて分析をしています。23 業種でまとめていますが、対前年比が最も高かった業種といたしましては、道路貨物運送業が 54.7%、以下電子部品、デバイス、電子回路製造業が 40.42%、非鉄金属、36.41%となっております。

一方前年比を見ていただいて、これが低かったものについて申し上げますと建設業が 0.46%、続いて医療福祉が 1.13%、パルプ、紙製品が 2.54%という数字となっております。

以上春季賃上げ状況についてのご説明とさせていただきます。

引き続きまして労働経済関係資料ということで、A3 の紙 2 枚作成したものを皆さまのお手元にお届けしています。これは月刊で東京都の産業労働局が発行しています「月刊東京の産業・雇用就業統計」を基に、一部また元データ等を使いながら、私どものほうで毎月つくっているものでございます。

第 1 表のところですが、こちらでは雇用者の方の賃金、雇用、労働時間と直接の労働条件、労働待遇に関わるような数値を月ごとに拾い上げて、その推移をこちらのほうに計上させていただいております。併せて一番右側では労働市場ということで、東京の有効求人倍率を全国値と対照させながら記録をしていますので、ご覧いただければと思います。

2 番目、その 2 のところですが、これは労働環境を取り巻く経済状況等を分析した数値というようにご覧いただきたいと思います。まず初めに工業指数ということで、これも東京と全国の数値をそれぞれ月ごとに計上をしています。その次に所得消費ということで、労働者の方の実収入、可処分所得、消費支出、この数値を全国と東京都の対比の上、掲載しております。

続いて物価指数につきましても全国の対比で、特に 23 区にフォーカスを当てたような形で掲載をしております。一番右側ですが企業倒産値ということで、これは東京商工リサーチと東京産業労働局が毎月統計しているものを、ここに併せて月例で掲載しているところです。私からの説明は以上です。よろしくをお願いします。

笹島会長

ありがとうございました。ただいま事務局から改正決定の諮問に当たって、関連資料の説明がありましたが、何かご質問、あるいはご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

賃金指導官

ちなみに春闘賃上げのデータでございますが、これの最終版が 7 月の今週後半には出るということを伺っています。

次の機会がありましたら、ぜひ最新のものを皆さまにお届けさせていただきたいと思います。

笹島会長

ありがとうございます。何かございますか。

私の方から 1 点伺いたいと思います。横長の労働経済関係資料その 1 のほうです。1 番右に求人倍率のデータが載っていますが、新聞報道によりますと、有効求人倍率がかなり高い水準に来たという報道の中で、正社員に限定すると 0.6 倍とか 0.7 倍。だから有効求人倍率が 1 倍を超えてきた内訳を見ると、非正規社員の有効求人倍率が 1.6 とかそういう倍率だから結果的にこういう数字になったという報道がありました。

東京は有効求人倍率が 1.53 になっていますが、東京についての正社員、非正社員別の有効求人倍率がもしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

賃金指導官

申し訳ありません。現状その区分したもので落とし込んだものを持ち合わせていません。

局長

5 月の時点は 1.5 ですが後で。

笹島会長 東京でも依然として1倍を下回っているということ。

賃金課長 正社員の有効求人倍率は0.85倍になっています。

笹島会長 非正社員は何倍ですか。

賃金課長 パートと一般という、そういう区分けにしています。それはもう一度確認して次回報告します。

笹島会長 よろしくお願ひします。他に皆さんのほうから何かご意見なりご質問等がありましたらご発言をお願いします。

本日この場でいただいたばかりですので、なかなかただちにご質問等は出ないかもしれませんが、また今後お持ち帰りいただいて何かお気づきの点があれば、次回の審議会以降この場でまたご発言いただいて結構かと思ひますので、そのように進めたいと思ひます。それではただいまの関係資料につきましてはこの程度にします。

当審議会としましては、改正決定の諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正につきまして、関係労働者および関係使用者の意見を求めることとなります。

その手続きにつきまして事務局から説明をお願いします。

賃金課長 ご説明します。最低賃金法第25条第5項による関係者の意見聴取に係る手続きにつきまして説明します。最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は関係労働者および関係使用者の意見を聞くこととされており、このため一定期日までに審議会に意見を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める旨の公示につきましては、公示日は本日平成26年7月2日公示、意見書の提出期日平成26年7月17日木曜日までを予定しております。以上です。

笹島会長 ありがとうございます。今後最低賃金法第25条第2項に基づきまして専門部会を設置し、調査審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続き等につきまして事務局より説明をお願いします。

賃金課長 ご説明します。専門部会委員の任命の手続き等についてです。専門部会の委員につきましては、最低賃金審議会令第6条で、公労使各委員3名、委員数9名以内とされています。公益代表委員につきましては局長が任命し、労働者代表、使用者代表委員につきましては関係者、関係団体の推薦により局長が任命をすることになっています。労使委員の推薦の公示につきましては、公示日は本日、26年7月2日、締切日は26年7月17日を予定しています。よろしくお願ひします。

笹島会長 ありがとうございます。次に従来から専門部会で全員一致で議決した場合には、その議決結果を審議会の決議とするとの最低賃金審議会令第6条5項を適用しています。皆さんは本日最低賃金決定要覧をお持ちです

ね。この 156 ページを開けていただけますか。この 156 ページの第 6 条第 5 項を見ていただきたいと思います。読み上げますと「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」このことです。ということで、今年度の東京都最低賃金専門部会につきましてもこの規定を適用したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

笹島会長

ありがとうございます。それでは今年度の東京都最低賃金専門部会につきましても、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することといたします。以上で議事の 1 を終了しまして、議事 2 のその他に入ります。

その他につきまして事務局から何かありますか。

賃金課長

参考として配っています資料につきまして報告いたします。まず参考 1 としてお配りしている資料です。こちらは 2014 年 5 月 19 日付で、日本労働組合総連合会東京都連合会から、東京地方最低賃金審議会会長および東京労働局長に宛てた 2014 年度最低賃金に関する要請書と題する書面です。要旨は記以下の部分です。早期に東京都最低賃金を 1,000 円以上とすることを目指す中、今年度は 900 円以上となるよう審議すること。2、特定（産業別）最低賃金の改定について、必要性の審議に当たっては労働者側が改定・新設を求める産業については、必要性ありとする方向で十分な労使間協議を行うこと。続いて金額審議に当たっては、当該労働者が締結した労働協約の金額水準を指標とすることを求める内容で、1,396 組合の要請書とともに提出されています。

参考 2 です。こちらは 2014 年 5 月 22 日付で、東京春闘共闘会議から東京労働局長および東京地方最低賃金審議会会長に宛てた東京都最低賃金の大幅な引き上げを求める要請と題する書面です。その要旨は同じく記以下です。1、地域別格差解消に向け、全国一律最低賃金制の導入など最低賃金法の抜本改正を図り、時間額 1,000 円以上を早期に実現すること。2、最賃審は原則公開で進めること。専門部会の運営について秘密主義を改めること。3、審議会において意見陳述の場を設けること。4、2013 年 ILO 条約勧告適用専門家委員会報告が示すように、審議会審議員を特定の労働組合で占めるのではなく、幅広い労働分野から意見をくみ取るため公正な任命を行うことを求める内容です。

さらに東京春闘共闘会議からは参考 3 の通り、2014 年 6 月 25 日付で、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、東京地方最低賃

金審議会会長、東京労働局長に宛てた、全国一律最賃、時間額 1,000 円以上の最低賃金の実現を求める要請書と題します書面の提出を受けています。

1 としまして最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の制度とするため、最低賃金法の改正を行うこと。2、東京都の最低賃金額 869 円を、すみやかに時間額 1,000 円以上へと引き上げること。3、東京都最低賃金審議会の専門部会委員を公正に任命すること。委員以外の労働者の意見陳述の機会を設けることとの要請が、2 万 7,512 筆の個人署名を添えて提出されています。併せてお配りしていますが、自治体キャラバンパート 10 報告集、それから月刊全労連の 6 月号、こちら各委員への配布の要請がありましたので、今日はお手元にお配りしています。

寄せられた署名等につきましては、中ほどですがこちらのほうに置いておきます。以上最低賃金に対する要請でしたので、参考としてご説明、また資料をお配りしました。

笹島会長

ありがとうございます。ただいま事務局のほうから本年度の最低賃金改正に当たっての要請書に関する説明がありましたが、この要請書に関連して何かご意見なりご質問なりありましたらご発言をお願いしたいと思います。真ん中にはただいまご説明がありましたように、要請書はこの要請に賛同した一人一人が署名したペーパーがそこに積んであるということですね。

賃金課長

はい、あります。あと団体のものもあります。お手元資料でお配りしています最後ですが、こちらは個人署名のもので、一応個人の名前がありますので下は消してありますが、文面はこちらの形のものです。

笹島会長

何人分ぐらいがここに積んであると考えてよろしいですか。何人からの要請書がありますか。

賃金課長

2 万 7,512 筆です。

笹島会長

約 2 万 7,000。3 万人弱。

賃金課長

もう一つ連合さんのほうから、同じく団体としまして 1,396 組合の追加という形で同じく頂戴しています。

笹島会長

ありがとうございます。皆さま方のほうから要請書に関連しましてご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。特段なければ、要請書の件につきましては、そのような要請があったことを十分踏まえて、今後審議に取り組むように努めて参りたいと思います。

それではこの他に何か事務局のほうからございますか。

賃金課長

特段ありません。

笹島会長

それでは本日の予定した議事は以上です。

今日ご出席の委員の方から追加的に、以上を踏まえてご発言は何かございますか。

特段なければ以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。